

【往路】ボランティア活動用

ご自宅→ボランティア活動に行く場合にご利用できます。
 ※下表に必要事項を記載のうえ、高速道路をご利用ください。

災害派遣等従事車両

ボランティア車両証明書（令和2年7月豪雨災害）

目的地	福岡県 大牟田市災害ボランティアセンター（大牟田市）			
ボランティア活動予定期間	※ボランティアセンターで活動する予定期間を記載して下さい。 令和 2 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）			
高速道路ご利用年月日	※高速道路の出口を通過する日付を記載して下さい。（活動予定日の前々日又は前日、当日のみ有効） 令和 2 年 月 日（ ）			
利用する道路名及びIC名	入口IC			出口IC
	道路名	九州自動車道		九州自動車道
	IC名	広川・八女・ みやま柳川・菊水・植木	⇒	南関IC
車両登録番号	※ご利用される車両の車両登録番号を記載して下さい。			
	陸運支局 (例：大阪)	分類番号 (例：300)	ひらがな (例：あ)	一連番号 (例：12-34)
乗車する責任者の氏名・連絡先	※乗車する責任者の所属・氏名・連絡先を記載して下さい。			
	(フリガナ)			
	氏名			
住所				
連絡先	()			
法人名・連絡先	※法人でご利用される場合は会社名をお書き下さい。			
	会社名			
	住所			
連絡先	()			
注意事項	・本証明書は、災害ボランティアに従事する方のみがご利用できます。 ・本証明書をご利用される際には、本人確認のため公的証明書（運転免許証等）の提示が必要となります。 ・入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。ETCはご利用できません。 ・本証明書に記載の入口IC、出口IC以外のご利用はできません。ただし、入口ICと出口ICの間に複数の料金所をご利用する場合は、本証明書を係員にお渡しください。（高速道路を降りることなく走行する場合に限りです。やむを得ず途中での出入りを必要とする場合は料金所係員にお申し出願います。） ・復路ご利用の際は、ボランティア終了後に災害ボランティアセンターで活動確認印が必要となります。 ・不正に料金を免れた場合には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第26条に基づき、免れた通行料金と割増金（免れた額の2倍に相当する額）を徴収します。 ・不正通行には罰則があります。道路整備特別措置法第59条に基づき、当社が定めた通行方法に違反して道路を通行した車両の運転者は、30万円以下の罰金が科されます。			

【道路会社使用欄】

【復路】ボランティア活動用

ボランティア活動後→ご自宅までの帰宅の際にご利用できます。

※下表に必要事項を記載のうえ、ボランティアセンターにて右下ボランティア活動確認欄に確認印を受け、高速道路をご利用ください。（ボランティア活動確認欄に確認印がない場合、本証明書は無効となります）

ボランティア車両証明書（令和2年7月豪雨災害）				災害派遣等従事車両
ボランティア活動場所	福岡県 大牟田市災害ボランティアセンター（大牟田市）			
高速道路ご利用年月日	※高速道路の出口を通過する日付を記載して下さい。（活動確認日の翌々日まで有効） 令和 2 年 月 日（ ）			
利用する道路名及びIC名	入口IC		出口IC	
	道路名	九州自動車道	九州自動車道	
	IC名	南関IC	⇒	広川・八女・みやま柳川・菊水・植木
車両登録番号	※ご利用される車両の車両登録番号を記載して下さい。			
	陸運支局 (例：大阪)	分類番号 (例：300)	ひらがな (例：あ)	一連番号 (例：12-34)
乗車する責任者の氏名・連絡先	※乗車する責任者の所属・氏名・連絡先を記載して下さい。 (フリガナ)			
	氏名			
	住所			
法人名・連絡先	※法人でご利用される場合は会社名をお書き下さい。			
	会社名			
	住所			
注意事項	連絡先 ()			
	・本証明書は、災害ボランティアに従事する方のみがご利用できます。 ・本証明書をご利用される際には、本人確認のため公的証明書（運転免許証等）の提示が必要となります。 ・入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。ETCはご利用できません。 ・本証明書に記載の入口IC、出口IC以外のご利用は出来ません。ただし、入口ICと出口ICの間に複数の料金所をご利用する場合は、本証明書を係員にお渡しください。（高速道路を降りることなく走行する場合に限りです。やむを得ず途中での出入りを必要とする場合は料金所係員にお申し出願います。） ・ボランティア終了後に災害ボランティアセンターで活動確認印が必要となります。活動確認印が無いものについては、無料措置を適用することが出来ません。 ・不正に料金を免れた場合には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第26条に基づき、免れた通行料金と割増金(免れた額の2倍に相当する額)を徴収します。 ・不正通行には罰則があります。道路整備特別措置法第59条に基づき、当社が定めた通行方法に違反して道路を通行した車両の運転者は、30万円以下の罰金が科されます。			

【道路会社使用欄】	ボランティア活動確認欄 ※ボランティア活動最終日に押印
	確認日：令和2年 月 日

管理番号：2020072101023

有効期限：活動確認日の翌々日まで